

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 9 日

保 護 者 各 位

豊明市長 小浮 正典
(公 印 省 略)

「愛知県緊急事態措置」を受けた登園自粛要請期間の延長について（お知らせ）

日頃は、本市保育行政に対し、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、8月27日付けで通知し※、8月30日より行っている登園自粛要請について、下記のとおり延長することが決定しました。

つきましては、引き続き、登園自粛が可能なご家庭におきましては、登園を控えていただくようご協力をお願いいたします。この場合の手続、保育料等（0～2歳児クラスに限る。）、実費徴収額等は、原則として前回通知のとおりとなります。

なお、今回のお願いについても、あくまで登園自粛要請であり、休園措置ではないことから、保育の必要な方については、保育所等の利用は可能ですので、念のため申し添えておきます。

記

- 変更後の登園自粛要請期間：令和3年8月30日（月）から9月30日（木）まで
（変更前の期間：令和3年8月30日（月）から9月12日（日）まで）
- 登園自粛にご協力いただける場合は、各保育所等の運営の都合もありますので、事前に登園自粛する旨をお伝えくださるようお願いいたします。
- 登園自粛要請期間につきましては、緊急事態措置に係る期間に応じて更なる変更もあり得ますのでご承知おきください。変更する場合は、市HP等によりお知らせしますので、ご確認ください。

※ 8月27日付け通知については、市HPに掲載してありますので、併せてご確認ください。

【問い合わせ先】

担当：豊明市役所 こども保育課 保育係
電話：0562-92-1120